

電力取引監視等委員会運営規程

20150901電委第7号  
電力取引監視等委員会

(総則)

第1条 電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び電力取引監視等委員会令（平成27年政令第309号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員会の招集)

第2条 委員長は委員会を招集しようとするときは、開催日時、場所及び付議事項を事前に公表するものとする。  
2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により、委員会の議事を行うことができる。この場合においては、委員長はその議事について次に招集する委員会に報告しなければならない。

(オブザーバーの出席)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、適当と認める者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

(議事録・議事要旨)

第4条 委員会の議事については、委員会の日時、出席者、議事内容などを記載した議事録及び議事要旨を作成するものとする。

(審議の内容等の公開)

第5条 委員会は原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が全部又は一部を非公開とすることを必要と認めた場合は、その理由を明示した上で、非公開とする。  
2 委員会の議事録は、前項の規定により委員会を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。  
3 前2項の規定にかかわらず、委員会開催後に議事要旨を速やかに公開する。  
4 委員会の会議資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の委員会が非公開とすることを必要と認めた場合については、その理由を明示した上で、非公開とする。

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。  
2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。  
3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。  
4 専門会合の座長は委員長が指名し、座長は、当該専門会合の事務を掌理する。  
5 座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(準用)

第8条 第2条から第5条まで及び第7条の規定は、専門会合に準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「座長」と、「委員会」とあるのは「専門会合」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。